

## 別記4 農業支援サービス事業支援タイプ

### 第1 目的

農業従事者の高齢化、農村人口の減少等により農業現場の人手不足が見込まれる中、将来的に農業生産を維持・拡大していくためには、ドローン防除作業の受託やスマート農機のシェアリングなど農業者を支援するサービスを提供する「農業支援サービス事業」の育成・普及が必要である。

このため、本要綱第4に基づき承認された事業実施計画に定める農業支援サービス事業に係る取組に対して支援する。

### 第2 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、農業支援サービス事業を新たに始める事業者又は新たな農業支援サービス事業の展開を行う既存の事業者であって、本要綱別表1のⅣの事業実施主体欄の（1）から（11）に定める者とする。
- 2 本要綱別表1のⅣの事業実施主体の欄の（8）の別記4に定める「民間事業者」は、農業支援サービス事業を新たに始める者又は新たな農業支援サービス事業の展開を行う既存事業者であるものとする。
- 3 本要綱別表1のⅣの事業実施主体の欄の（11）の別記4に定める「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
  - （1）都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等により構成されていること。
  - （2）施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。
  - （3）代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
  - （4）コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
  - （5）各年度の事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

### 第3 事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする事業者又はコンソーシアムが農業支援サービス事業に取り組む内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

- （1）目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。
- （2）事業により期待される効果に関すること。
- （3）事業実施の成果目標に関すること。

### 第4 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

### 第5 事業の内容等

- 1 補助対象とする取組の内容

- (1) 農業者の行う農作業を代行する取組
- (2) 農業者が使用する農業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組
- (3) 作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組
- (4) 農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組
- (5) (1) から (4) に該当しない農業支援サービスであって、事業実施主体と地方農政局長等が協議して認める農業支援サービスを農業者に提供する取組

## 2 補助対象経費

本事業の補助対象経費は1の取組に必要な農業用機械等の取得又はリース導入に係る費用とし、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

## 3 補助率

- (1) 1/2以内とする。
- (2) 単年度の補助限度額は、1,500万円以内とする。

## 4 成果目標

事業実施主体は、本事業の成果目標について、事業実施年度の翌々年度における、事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数又は農地面積に係る目標を、事業実施計画に定めなければならない。

## 5 採択基準

- (1) 生産局長が設置する外部有識者等で構成される選定審査委員会において、応募者から提出された申請書を審査・採点し、予算の範囲内で、ポイントの高い者から順に採択するものとする。なお、同ポイント申請書類が複数あった場合は、事業費が少ない者を優先的に採択するものとする。

審査基準については、別紙のとおりとする。

- (2) 生産局長又は地方農政局長は、選定審査委員会による指摘等があった場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができることとする。

なお、この場合にあっては、ポイントの変更は行わないものとする。

## 6 補助対象基準

- (1) 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
- (2) 助成の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
- (3) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (4) 本体価格（複数の物品をまとめて使用する場合にあっては一式の価格）が50万円以上の農業用機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- (5) 原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は

切り捨てる。)が2年以上の農業用機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。

(6) 農業用機械等を導入する場合、以下の要件を満たすものとする。

ア 助成対象は、農業支援サービス事業の取組に必要な農業用機械等に限るものとする。

イ 農業用機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

ウ 農業用機械等の導入を行った場合は、交付要綱第20に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(7) 農業用機械等をリース導入する場合、以下の要件を満たすものとする。

ア 農業用機械等のリース期間は、事業実施計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

イ リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」  
÷「法定耐用年数」）×助成率（1／2以内）

「リース料助成額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）  
× 助成率（1／2以内）

(8) 次に掲げる経費は、助成対象としない。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

ウ 本体価格が50万円未満の農業機械等（アタッチメント含む。）の導入又はリース導入に係る経費

## 第6 その他

- 1 国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。
- 2 本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が交付要綱、実施要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 3 事業実施主体は、モデル育成及びその全国的展開を図るためのデータ提供等への協力及び事業効果の検証に協力するものとする。

別紙（別記Ⅳの第5の5関係）

令和3年度「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち  
農業支援サービス事業支援タイプ」審査基準

1 令和3年度「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」の審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

- ・ 過去3か年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同団体を含む。）の場合
- ・ 審査項目1から3のいずれかにおいて審査委員の過半から2点以下の採点を受けた場合

| 審査項目            | 審査項目の詳細                                                                                                                                                                                                                      | 点数配分                                               |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 1 活動の事業性・取組の実現性 | 事業計画に記載の取組について <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動内容の実現可能性はどの程度か</li> <li>・事業として発展していくことがどの程度期待できるか</li> <li>・構成組織・人員等の面で実現できるような体制が整っているか</li> </ul>                                                                 | 特に優れている5点（満点）<br>優れている4点<br>普通3点<br>やや劣る2点<br>劣る1点 |
| 2 農業現場への裨益度     | 事業計画に記載の取組について <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間の削減やコストの低減等を通じて、どの程度農業現場の役に立つか</li> <li>・どの程度多くの農家の役に立つか</li> <li>・取組が1つの産地に留まらず、広まっていくことが期待されるか</li> <li>・作業を外注するという意識を定着させ、農業現場・農業者の意識に変革をもたらすものであるか</li> </ul> | 特に優れている5点（満点）<br>優れている4点<br>普通3点<br>やや劣る2点<br>劣る1点 |
| 3 取組内容・技術等の新規性  | 事業計画に記載の取組について <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで農業現場で見られなかった新規性のある取組内容か</li> <li>・これまで農業現場で活用されていない新規性のある技術を用いるものか</li> <li>・その他、何らかの新規性があるか</li> </ul>                                                           | 特に優れている5点（満点）<br>優れている4点<br>普通3点<br>やや劣る2点<br>劣る1点 |
| 4 その他（行政との整合）   | ・本事業の申請に係る農業支援サービス事業が農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づく参入計画の認定を受けている                                                                                                                                                                | 認定があれば3点                                           |

〇〇地方農政局長 殿  
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名  
代表者氏名

令和〇〇年（西暦〇〇年）度農業支援サービス事業育成対策  
における改善計画について

〇〇年度戦農業支援サービス事業育成対策において、当初の事業実施計画における目標の達成に向け、下記の改善計画を実施しますので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及びそれを解決する上での課題
- 3 事業の実績及び改善計画  
(改善計画は1か年の計画とし、本事業の事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

| 区分       |                                      | 指標           | 事業実施後の状況   |                     |                   |            |                   |     | 改善計画 |     |
|----------|--------------------------------------|--------------|------------|---------------------|-------------------|------------|-------------------|-----|------|-----|
|          |                                      |              | 目標値<br>(年) | 事業開始<br>前の現状<br>(年) | 事業実施<br>年度<br>(年) | 1年後<br>(年) | 2年後<br>目標年<br>(年) | 達成率 | (年)  | 達成率 |
| 成果<br>目標 | 事業実施主体の<br>提供するサービス<br>を活用する農<br>業者等 | 経営体数         |            |                     |                   |            |                   |     |      |     |
|          | 事業実施主体の<br>提供するサービス<br>を活用する農<br>地面積 | 農地面積<br>(ha) |            |                     |                   |            |                   |     |      |     |

注) 改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。

- 4 改善方策  
(事業内容の見直しも含めた、課題解決に必要な方策を具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制